

府中町公共施設等照明設備LED化業務

仕様書

(くすのきプラザ)

令和7年5月

府 中 町

目次

1	業務目的	1
2	業務名称	1
3	業務概要	1
4	対象施設	1
5	履行期間	1
6	業務内容	1
	(1) 現地調査及び設計	1
	(2) 現場施工	2
	(3) 撤去及び廃棄	3
7	LED照明器具に関する仕様	4
	(1) 一般事項	4
	(2) LED照明器具の性能及び構造	5
	(3) ベースライト	5
	(4) 高天井照明器具	5
8	完成図書及び完成図	5
	(1) 完成図書	5
	(2) 完成図	6
9	その他	6

1 業務目的

2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、公共施設のLED化を進め、行政活動に伴い発生する温室効果ガス排出量及び消費電力量の削減を図ることを目的とする。

2 業務名称

府中町公共施設等照明設備LED化業務

3 業務概要

- ① LED照明更新に係る現地調査及び施工計画書等作成業務
- ② LED照明器具、ランプの施工等業務
- ③ 既存照明器具等の撤去、運搬及び廃棄業務
- ④ 施工管理及び進捗管理業務
- ⑤ その他上記に関連する業務

4 対象施設

安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ（安芸郡府中町本町一丁目 10 番 15 号）

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

6 業務内容

対象となる公共施設等の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本業務に係るLED照明器具の更新について、当町と合意した内容で実施するものとする。

保守・運用については本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

業務及び施工については、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

(1) 現地調査及び設計

ア 現地調査を行うにあたり、当町担当者に事前連絡をすること。

イ 事業者は、契約後速やかに現地調査を行った上で、設計（施工検討）を行う。その際、必要に応じて当町担当者との協議、調整を行うこと。

ウ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。

- エ 現地調査後、使用器具提案書、施工検討報告書、施工計画書及び試験計画書を作成し、当町の承認を受けること。なお、週に1回程度の休館日等で施工する事を想定している。
- オ LED更新作業にあたっての安全管理については、当町担当者と十分に協議を行い、施工計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、事業者の負担にて行うこと。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、事業者の負担にて行うこと。
- カ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は事業者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、当町担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。
- キ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に当町担当者と調整の上、施工計画書に反映させること。
- ケ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、施工計画書にて提出すること。
- コ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に当町担当者と調整すること。
- サ LED更新作業後の試験方法について、試験計画書に反映させること。

(2) 現場施工

- ア LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- イ LED照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、当町担当者と協議し、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- ウ LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- エ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、直付型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。

オ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。なお、絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに当町担当者へ報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に当町担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこと。

カ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。

キ LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。
その場合の調査及び処分に必要な費用負担は別途協議とする。

ク 作業中は施設利用者や施設職員に危険を生じないように十分な安全対策を行い、施設運営上において支障が生じないようにすること。

ケ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、各施設関係者と協議の上、その方法について決定すること。また、決定した内容について、当町担当者に連絡を行うこと。

コ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。

サ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。

シ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

ス 作業中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。

セ LED照明器具等の設置後は、作成した試験計画書に従って、正常に点灯することを確認すること。点灯しない場合は、原因を把握し速やかに対応すること。

(3) 撤去及び廃棄

ア 撤去した既設照明器具については、全数についてPCB含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCBを含む安定器があった場合には、取り扱いについて当町担当者と協議すること。なお、PCBの処理に係る費用は当町の負担とする。

イ 撤去した電球について当町が再利用を希望する場合は、協議のうえ協力すること。

7 LED照明器具に関する仕様

(1) 一般事項

- ア 本事業におけるLED照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具本体の更新を行うことでLED化するものである。なお、G13口金 直管形LEDランプや、E26、E39口金等の電球交換型LEDランプは採用しないことを基本とする。
- イ 選定をする照明器具は、一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品と同等品以上のものとする。また、公共施設への導入実績がある製品とすること。
- ウ 照明器具、光源（LED）及び付属品等は新品を調達すること。
- エ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）認証を取得していること。
- オ 本事業に関するJIS・JIL・JEL・JLMA・各ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- カ 対象となる既設照明器具がLED照明器具である場合は、対象外とする。
- キ 既設照明器具が管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、当町担当者に報告するとともにLED照明器具への更新を行うこと。
- ク 既設照明器具が重耐塩・防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ケ 既設照明器具が附属機能を有している場合は、同等以上の機能を持つ器具を設置すること。
- コ 企画提案書に示したLED照明器具を使用することとし、当町担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承認を得ること。
- サ 一つのメーカーが使用を想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混乱しないように、照明器具の設置環境ごとに出来る限り同一メーカーの製品でまとめること。
- シ 照明器具の保証期間は3年以上とし、保証期間内については交換費用も事業者において負担すること。なお、保証期間の始期は事業完了の翌月より開始とする。
- ス 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。

セ 保証期間終了後に不具合等が発生した際の連絡先を記載した連絡体制表を提出すること。

ソ 詳細については、別紙2「既存照明器具一覧」を参照とすること。

(2) LED照明器具の性能及び構造

ア 光源（LED）寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。ただし、高天井照明器具については、別に定める。

イ 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色、照度が異なる箇所については、事前に当町担当者に確認を行うこと。また、特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、当町担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、当町担当者に事前に相談、確認すること。

ウ LED照明器具については、使用にあたりちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、LED更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

(3) ベースライト

ア 照明器具本体とライトバー又は直管形（光源）（直管形の場合はGX16t-5口金を基本とする）から構成されており、分離できる構造であること。また、スクエア照明についても器具更新とする。

イ 非常灯器具を切り替える際には、同等性能のLED非常灯を設置すること。兼用型のLED非常灯への更新、若しくは専用型への更新の手法は問わない。

(4) 高天井照明器具

ア 光源（LED）寿命は40,000時間以上（光束維持率70%以上）とする。

イ 照明器具にはダブルナットを使用し、ワイヤーで落下防止措置を講ずること。

ウ 口金E39タイプ等での更新ではなく、器具更新とすること。

8 完成図書及び完成図

LED照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を作成し、当町に提出すること。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、一部※印については書面による提出も併せて行うこととする。

(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）

※社内検査報告書

- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し

- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・PCBの有無に関する報告書

※施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）

- ・打合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）

※官公庁届出書の写し

※機器取扱説明書

※保証書

※施工体制表及び連絡体制表

（２）完成図

- ・電子データ（JW-CADデータ及びPDFデータ）

9 その他

- （１）事業者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。
- （２）仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに当町担当者に連絡をすること。
- （３）本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、当町担当者と協議すること。